

別表2（その1）事前協議個別協議担当課及び添付図書一覧

図書名	備考
1 申出書	別記第2号様式（その1）及び（その2）による。
2 計画概要書	別記第2号様式（その3）による。
3 誓約書	別記第2号様式（その4）による。
4 案内図	開発地を明示する。（縮尺は、1/2,500以上とする。）
5 公図の写し	不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の地図の写し
6 敷地現況図	地形及び開発地の境界並びに開発地周辺の公共施設を明示する。（縮尺は、1/2,500以上とする。）
7 敷地求積図	求積方法及び縮尺は任意とする。
8 土地利用計画図	開発地の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の形状並びに公益的施設の位置を明示する。（縮尺は、任意とする。）
9 造成計画平面図	開発地の境界、切土又は盛土をする土地の崖又は擁壁の位置、道路の位置、幅員及びこう配並びに宅地の地盤の高さを明示する。（縮尺は、1/1,000以上とする。）
10 造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤の高さを明示する。（縮尺は、1/1,000以上とする。）
11 道路縦横断面図	各路線の断面を示すこと。横断面図あつては、各幅員の標準断面を明示する。（縮尺は、任意とする。）
12 給排水計画平面図	給排水施設の位置、形状及び取水方法、消火栓の位置並びに排水系統を明示する。（縮尺は、1/500以上とする。）雨水の流出抑制施設を整備する場合にあつては、その工種別平面図を明示する。
13 排水接続部詳細図	側溝及び下水管渠 ^{きよ} への接続状況（断面図等）を明示する。（縮尺は、1/50以上とする。）雨水の流出抑制施設を整備する場合にあつては、その詳細図、構造図及び水理計算等を明示する（ポンプ能力により流出抑制を行うときは、使用するポンプの性能曲線図も明示する。）。

14 排水縦断面図	各排水系統の縦断を示すもので、マンホールの位置、こう配、計画高、土かぶり高、雨水貯留槽の構造等を明示する。（縮尺は、1/500以上とする。）
15 消防水利計画図	消防水利の種類（貯水槽及び消火栓）及び位置を土地利用計画図に明示する。（縮尺は、1/1,000以上とする。）
16 擁壁の構造図	擁壁の寸法及びこう配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法を断面図に明示する。（縮尺は、1/50以上とする。）
17 公共施設の構造図	貯水槽、排水施設、給水施設、道路等の各構造を図示し、寸法、材料等を記入する。（縮尺は、1/50以上とする。）
18 緑地面積計算書及び求積図	緑地の面積の計算及び求積の図示を行う。（縮尺は、任意とする。）
19 植栽配置計画図	配植、樹種、本数及び散水施設の位置を明示すること。屋上緑化をする場合にあっては、構造図、維持管理計画等を明示する。
20 各階平面図	住戸内の間取りは、不要とする。（縮尺は、任意とする。）
20の2 廃棄物収集施設等詳細図	立水栓の位置及び汚水ますの位置並びに施設にあっては、壁面下部の仕上げの方法及び扉の有効開口の寸法を明示する。（縮尺は、1/50以上とする。）
21 立面図	3面以上とし、廃棄物を収集する施設にあっては、2面とする。（縮尺は、任意とする。）
22 断面図	2面以上とし、廃棄物を収集する施設にあっては、1面とする。（縮尺は、任意とする。）
23 近隣状況図	地域の地図に周辺住民等の範囲を明示する。（縮尺は、任意とする。）
24 日影図	時刻別日影及び等時間日影線を明示する。（縮尺は、任意とする。）建築基準法による日影を生じない建築物の場合は、不要とする。
25 仕上表	内装及び外装の仕上げを明示する。

26 各階面積一覧表	
27 登記事項証明書	開発地に含まれる土地及び当該特定開発行為の区域外工事に関係する土地の登記事項証明書とする。
28 道路査定図の写し	道路管理者と取り交わした査定済みの図面。座標値を明示する。（縮尺は、任意とする。）国、県及び市管理以外の道路については不要とする。
29 土地所有者の同意書	事業者が開発地の所有者と異なる場合のみ必要とする。
30 委任状	事業者の印は実印とし、印鑑証明を添付する。事業者がみずからすべての手続を行う場合は、不要とする。
31 現況写真	事前協議申出書を提出する日から起算して過去1か月間に撮影されたもので、カラーのものとする。開発地の道路境界線の周辺の状況を把握することができるものとする。段差、切下げ、ガードレール、植栽その他の廃棄物の収集作業に支障をきたす恐れのあるものがある場合は、その形状を把握することができるものとする。

別表第2(第6条第2項第2号)

(平19規則51・全改、平20規則5・平21規則14・平23規則9・平25規則42・平28規則35・平30規則21 一部改正)

協議を必要とする宅地開発事業等	個別協議担当課	別表第1の図書で必要とするもの
全ての宅地開発事業等	環境部 環境保全課	1、2、4、8、20、21及び22
	環境部 ごみゼロ課	1、2、4、8、12、20から22まで及び31
	都市整備部 みどり公園課	1、2、4、5、8、9、12、18及び19(屋上緑化がある場合は21及び22を加える。)
	都市政策部 都市計画課	1から31まで
	都市整備部 道路整備課	1、2、4から14まで、17及び21
	都市整備部 道路管理課	1、2、4から12まで、17及び28(屋内に駐車場がある場合は20(駐車場出入口を設ける階のものに限る。))を加える。)
	市民経済部 市民安全課	1、2、4、5、8、9、20、21、22及び26
	消防本部 予防課	1、2、4、5、8、9、15、17、20、21、22、25及び26
条例第25条、第26条及び第27条に規定する防災備蓄倉庫の設置、防災無線通信設備等の設置及び受水槽緊急遮断装置の設置が必要となる宅地開発事業等	総務部 危機管理課	1から5まで、8、12、20、21及び22
集合住宅及び店舗の新築、改築又は増築を行う宅地開発事業等	市民経済部 市民安全課	1、2、4、8、20、21及び22
条例第24条に規定する公益施設の用地が必要となる宅地開発事業等	市民経済部 地域振興課	1、2及び4から10まで
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可を要する宅地開発事業等	都市整備部 下水道課	1、2、4、5、8から14まで、17及び20
予定建築物の軒の高さが9m以上又は開発地の面積が10,000㎡以上の宅地開発事業等	消防本部 警防課	1、2、4、8、9、15、20、21、22及び26

注 別表第1の図書で必要とするものの欄に掲げる図書のうち9から11まで、14、16、17及び27は、都市計画法第30条第1項の規定による申請又は同法第34条の2第1項の規定による協議をしない場合には、不要とする。